

# 行財政と福祉 問題編

問題47 福祉行政の実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 地方公共団体が処理する事務には、機関委任事務と法定受託事務がある。
- 2 法定受託事務には、都道府県が本来果たすべき事務を市町村が受託する第1号法定受託事務と、国が本来果たすべき事務を地方公共団体が受託する第2号法定受託事務がある。
- 3 国の各大臣が所定の手続きを経て代執行を行うことは、法定受託事務制度では認められていない。
- 4 児童手当・児童扶養手当の支給に関する事務は、法定受託事務に分類される。
- 5 市町村は、第1号法定受託事務に関しては条例の制定ができるが、第2号法定受託事務については条例の制定ができない。

1-42 地方公共団体の事務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 地方自治法上、法定受託事務は、機関委任事務と行政事務の2つに分類できる。
- 2 地方公共団体は、法定受託事務に関しては、条例を制定することができない。
- 3 就学に関する事務は、自治事務である。
- 4 老人福祉法による措置は、法定受託事務である。
- 5 自治事務について、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。

2-42 地方公共団体の行う事務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村・特別区は広域計画を作成し、その事務を処理するために広域連合を設けることができる。
- 2 地方公共団体が社会福祉施設等の設備・運営基準等を条例で定める際は、全て厚生労働省令で定められた基準に従って定めることとなっている。
- 3 生活保護法による保護の実施は、自治事務である。
- 4 社会福祉法人の認可は、全て都道府県知事が行う。
- 5 都道府県事務所は、福祉六法のうち生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法に関する事務を所管する。

42. 地方公共団体の事務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 自治事務に関し、国は地方公共団体に対して直接関与することとしている。
- 2 養護老人ホームへの入所措置は法定受託事務である。
- 3 社会福祉法人の認可は自治事務である。
- 4 都道府県知事は、都道府県の法定受託事務の処理について、その処理に対する基準を定めることができる。
- 5 生活保護の支給決定事務は法定受託事務である。

問題42 地方公共団体の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 基礎自治体とは、市町村および都道府県のことを言う。
- 2 政令指定都市(指定都市)とは、地方自治法第252条の19に定める政令による指定を受けた、法定人口が30 万人以上の市を言う。
- 3 広域連合とは、都道府県知事および総理大臣の許可を得て設けることができる特別地方公共団体のことである。
- 4 社会福祉法人の設立認可、指導監督については、原則として社会福祉法人の主たる事務所の所在地の市町村長が行う。
- 5 地域主権改革一括法により、介護保険施設、居宅サービス、児童福祉施設、障害者施設等の設備、運営基準が、厚生労働省令から都道府県等の条例に委任されることになった。

問題42 福祉の財源に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 消費税収のうち津法消費税収はすべて、市町村の収入になる。
- 2 「国庫補助金」とは、国が地方公共団体に対して義務的に支出する。
- 3 生活保護法に基づく保護施設事務費は、国がすべて負担する。
- 4 地方交付税は、用途が特定される交付金である。
- 5 老人福祉施設における措置費の費用はすべて市町村が負担する。

2-45 2021年度（令和3年度）における一般会計予算と社会保障関係費に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保障関係費は、一般会計歳出総額の約2割を占めている。
- 2 社会保障関係費は、年金給付費、医療給付費、介護給付費の3つで構成されている。
- 3 社会保障関係費の内訳をみると、予算額が最も多いのは介護給付費である。
- 4 社会保障関係費の総額は、年々減少の一途をたどっている。
- 5 一般会計歳出の内訳をみると、社会保障関係費、地方交付税交付金等、国債費の3項目で、歳出全体の約7割を占めている。

**問題 44** 「平成 31 年版地方財政白書」(総務省)における民生費に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 地方公共団体の目的別歳出純計決算額のうち、民生費は教育費に次いで多い。
- 2 都道府県の目的別歳出では、生活保護費の割合が最も高い。
- 3 都道府県の性質別歳出では、扶助費の割合が最も高い。
- 4 市町村の目的別歳出では、児童福祉費の割合が最も高い。
- 5 市町村の性質別歳出では、人件費の割合が最も高い。

**問題 46** 「令和 2 年版地方財政白書」(総務省)における地方財政の状況(普通会計)に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 都道府県及び市町村の歳入純計決算額では、地方交付税の割合が最も大きい。
- 2 都道府県の目的別歳出では、土木費の割合が最も大きい。
- 3 市町村の目的別歳出では、民生費の割合が最も大きい。
- 4 都道府県の性質別歳出では、公債費の割合が最も大きい。
- 5 市町村の性質別歳出では、補助費等の割合が最も大きい。

**問題 45** 「令和 3 年版地方財政白書」(総務省)における 2019 年度(令和元年度)の民生費に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 地方公共団体の目的別歳出純計決算額の構成比は、高い方から、教育費、公債費、民生費の順となっている。
- 2 民生費の目的別歳出の割合は、市町村では児童福祉費よりも社会福祉費の方が高い。
- 3 民生費の目的別歳出の割合は、都道府県では生活保護費よりも老人福祉費の方が高い。
- 4 民生費の性質別歳出の割合は、市町村では扶助費よりも人件費の方が高い。
- 5 民生費の性質別歳出の割合は、都道府県では補助費等よりも扶助費の方が高い。

問題45 福祉行財政の動向に関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 2020年度の国の一般歳出予算で、歳出項目のなかの社会保障関係費の内訳で多いのは介護給付費である。
- 2 「令和2年版地方財政白書」(総務省)によると、2018年度の性質別歳出決算額において、歳出全体に占める扶助費の割合は都道府県が市町村を上回っている。
- 3 「令和2年度版地方財政白書」(総務省)によると、2018年度の地方公共団体の歳入決算額の順位の構成比では地方交付税が一番多い。
- 4 「令和2年度版地方財政白書」(総務省)によると、2018年度の民生費統計の目的別内訳では、老人福祉費が一番多い。
- 5 「令和2年度版地方財政白書」(総務省)によると、2018年度の目的別歳出決算額の団体種類別構成比は、市町村では民生費が一番多い。

43. 「令和2年版地方財政白書」(総務省)における「『令和2年度版地方財政の状況』の概要」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 国と地方の歳出純系額は、国のほうが多い。
- 2 都道府県の目的別歳出では、民生費の割合が最も多い。
- 3 市町村の目的別歳出では、総務費の割合が最も多い。
- 4 市町村の民生費の性質別内訳では、扶助費の割合が最も高い。
- 5 市町村の民生費の目的別内訳では、老人福祉費の割合が最も高い。

2-44 「令和3年版地方財政の状況」（総務省）が示す2019年度（令和元年度）の地方公共団体の民生費に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 目的別歳出のうち、総務費の割合は民生費の割合よりも大きい。
- 2 目的別歳出の民生費のうち、児童福祉費の割合は老人福祉費の割合よりも大きい。
- 3 目的別歳出総額に占める民生費の割合は、市町村よりも都道府県の方が大きい。
- 4 都道府県の目的別歳出のうち、最大の費目は民生費である。
- 5 民生費の性質別内訳をみると、人件費の割合は扶助費の割合よりも大きい。

1-46 「令和3年版地方財政の状況」（総務省）が示す2019年度（令和元年度）の地方財政の状況に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 国と地方の歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方に分けると、その割合はおおよそ5：5である。
- 2 国内総生産（名目）の支出主体別の構成比をみると、公的部門においては、国が地方の約2.7倍となっている。
- 3 歳出決算額を団体種類別にみると、都道府県の民生費は市町村の民生費の2倍以上の規模となっている。
- 4 都道府県と市町村を通じた民生費の財源構成をみると、一般財源等の割合が最も大きく、国庫支出金の約2倍となっている。
- 5 団体規模別に実質収支比率をみると、規模が大きいほど実質収支比率が高くなっている。

問題43 福祉サービスの利用方式と利用負担に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 措置制度は行政処分により決定されるため、利用者負担はない。
- 2 障害者総合支援法では、利用者負担に関する軽減措置によって生活保護への移行防止策が講じられている。
- 3 後期高齢者医療制度に基づく医療給付を受けた場合の自己負担は、本人の前年度の所得税額によって決定される。
- 4 自立支援給付制度の利用負担は、原則、「応益負担」である。
- 5 生活保護法に基づく救護施設への入所に必要な費用は、本人の負担能力に応じて福祉事務所長が決定する。

1-43 保険料及び利用料に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護保険の第1号保険者の保険料の徴収は、すべて年金から特別徴収(天引き)で行われる。
- 2 市町村は、介護保険の第1号被保険者及び第2号保険者の保険料を税源として、市町村特別給付を行うことができる。
- 3 保育料は、保護者の前年度の所得税額によって決定され、児童の年齢によって差が出ることはない。
- 4 介護福祉施設のサービスのうち、食費、住居費その他日常生活に要する費用については、利用者の自己負担となっている。
- 5 生活保護受給者のうち、65歳以上の者が介護保険の給付を受けた時の1割自己負担分は、生活扶助として支給される。



問題44 福祉行政の組織および団体の役割について、次のうち正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県と市町村には、福祉事務所を設置する義務がある。
- 2 児童相談所については、都道府県と政令指定都市に設置義務がある。
- 3 身体障害者更生相談所については、政令指定都市に設置義務がある。
- 4 都道府県と市町村には、婦人相談所を設置する義務がある。
- 5 地域包括支援センターについては、都道府県と政令指定都市に設置義務がある。

問題47 各種相談所に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 身体障害者更生相談所の設置は、都道府県は任意である。
- 2 精神保健福祉センターは、地域保健法に基づき設置され、精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進を図ることも目的としている。
- 3 婦人相談所は売春防止法に基づいて設置される。
- 4 市町村は、児童相談所の設置が義務付けられている。
- 5 医療法に基づき、保健所が設置される。

問題44 福祉行政における専門職に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 査察指導員とは、福祉事務所において現業員に対し老人福祉に関する技術的指導を行う社会福祉主事のことである。
- 2 児童福祉司は、市町村の設置する児童相談所に配置しなければならない。
- 3 母子・父子自立支援員は、市町村の設置する福祉事務所に配置しなければならない。
- 4 婦人保護施設の婦人相談員の委嘱は、社会福祉法が根拠となっている。
- 5 身体障害者福祉司と知的障害者福祉司は、市町村が設置する福祉事務所においては任意配置とされている。

1-44 福祉行政における専門機関に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所は、社会福祉法に基づき設置され、指導監督を行う所員及び現業を行う所員は社会福祉士でなければならないとされている。
- 2 児童相談所は、児童福祉法に基づき設置され、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。
- 3 身体障害者更生相談所は、「障害者総合支援法」に基づき設置され、必要に応じ、巡回してその業務を行うことができるとされている。
- 4 婦人相談所は、売春防止法に基づき設置され、必要に応じ、要保護女子を一時保護する施設を設けることができるとされている。
- 5 市町村保健センターは、健康増進法に基づき設置され、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等の事業を行うことを目的とする施設である。  
(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び」社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

2-43 福祉行政における専門職に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所の現業員及び査察指導員は、社会福祉法に規定する職務にのみ従事し、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことはできない。
- 2 児童福祉司は、その担当区域を管轄する児童相談所長が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 3 都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置くことができる。
- 4 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。
- 5 児童家庭支援センターには、相談・支援を担当する職員と心理療法等を担当する職員を置くものとされている。

45. 福祉行政の専門機関に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所は、都道府県・市（特別区を含む）町には設置義務があるが、村は任意設置となっている。
- 2 児童相談所は、都道府県と政令指定都市には設置義務があるが、特別区は任意設置となっている。
- 3 保健所は、都道府県には設置義務があるが、指定都市は任意設置となっている。
- 4 婦人相談所は、都道府県及び指定都市に設置義務がある。
- 5 身体障害者更生相談所は、都道府県及び指定都市に設置義務がある。

問題46 福祉計画の策定過程に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県医療費適正化計画は、5年を1期として定められるものとする。
- 2 障害者基本法における市町村障害者計画は3年を1期として定められるものとする。
- 3 市町村介護保険事業計画は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、3年を1期として定められるものとする。
- 4 各年度における地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に関しては、都道府県介護保険事業支援計画において定めるように努めなければならない。
- 5 都道府県介護保険事業支援計画は、「医療介護総合確保促進法」に規定される都道府県計画および医療計画と一体ものとして作成されなければならない。

問題48 福祉計画の実際に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村老人福祉計画は市町村地域福祉支援計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 障害者基本計画は障害者総合支援法により策定が義務付けられている。
- 3 市町村障害者福祉計画を策定するためには、住民の意見を反映させることが求められる。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定は任意である。
- 5 都道府県障害福祉計画は、都道府県障害児福祉計画と整合性の確保が図られたものでなければならない。

46. 次の各福祉計画のうち、「障害者総合支援法」で定められるものとして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 障害者基本計画
- 2 都道府県障害者計画
- 3 都道府県障害児福祉計画
- 4 市町村障害福祉計画
- 5 市町村障害児福祉計画

問題48 子育て・少子化問題に関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「次世代法(次世代育成支援対策推進法)において、市町村行動計画および都道府県行動計画には「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が盛り込まれている。
- 2 母子家庭等就業・自立支援事業の対象者に児童は含まれない。
- 3 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めるものとする。
- 4 次世代育成支援行動計画を策定・変更した時は、一般事業主は総理大臣に行動計画を提出しなければならない。
- 5 都道府県は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認める時は、都道府県整備計画を作成することができる。

問題46 福祉計画の策定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 地域福祉計画の策定は、各地方公共団体の義務ではなく、任意である。
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項は、都道府県地域福祉支援計画の策定事項に含まれる。
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進および社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項は、都道府県地域福祉支援計画の策定事項に含まれる。
- 4 市町村は、市町村障害児福祉計画を変更したときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 5 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項は、都道府県地域福祉支援計画の策定事項に含まれる。

2-47 都道府県が策定する福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 3年を一期として都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を策定しなければならない。
- 2 3年を一期として都道府県障害者計画を策定しなければならない。
- 3 3年を一期として都道府県介護保険事業支援計画を策定しなければならない。
- 4 3年を一期として都道府県地域福祉支援計画を策定しなければならない。
- 5 3年を一期として都道府県健康増進計画を策定しなければならない。

47. 福祉計画の主体と方法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 地域福祉計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 老人福祉計画は、都道府県・市町村とも策定は義務であり、5年を1期として3年で見直すとされている。
- 3 市町村介護保険事業計画は、3年ごとの計画の策定・実施を通じて、地域の特性に応じて構築していくとされている。
- 4 障害福祉計画は、障害者計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 障害児福祉計画は、策定は任意である。

2-48 福祉計画の法定事項に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市町村介護保険事業計画には、介護サービスの公表に関する事項を定めなければならない。
- 2 市町村障害福祉計画には、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めるよう努めることとされている。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画には、保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対する保護・指導・知識技能の付与に関する事項を定めなければならない。
- 4 市町村地域福祉計画には、社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項を定めることとされている。
- 5 医療計画には、医療従事者の確保に関する事項を定めなければならないこととされている。

- 1-45 福祉行財政と福祉計画の関係に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。
- 1 医療計画は、医療法に基づき市町村が策定することとされている。
  - 2 厚生労働大臣が定める基本指針に即して、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を策定する。
  - 3 国は、都道府県健康増進計画に基づいて必要な事業を行う都道府県に対し、事業費の一部を補助することができる。
  - 4 介護保険の第2号被保険者の保険料額は、市町村介護保険事業計画に規定する介護サービスに基づいて算定されていないため、全国で一律の額となる。
  - 5 市町村障害福祉計画に位置付けられた自立支援給付について、国は市町村支弁費用の50%を負担する。

48. 福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
- 1 市町村地域福祉計画の策定状況では、市区部の方が町村部より多く策定されている。
  - 2 市町村地域福祉計画の策定状況では、人口規模の小さい市区町村ほど策定率が高い傾向である。
  - 3 都道府県地域福祉支援計画は、すべての都道府県で作成されている。
  - 4 市町村地域福祉計画では、約半数の市町村が「地域における福祉サービスの適切な利用の促進」を計画に位置づけている。
  - 5 全市町村で、生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込んでいる。



1-47 福祉計画の策定・変更の際の手続きに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を定め、又は変更しようとする際には、地域住民を意見を反映させるようにしなければならない。
- 2 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとする際には、市町村議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする際は、協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとする際には、被保険者の意見を反映させるようにしなければならない。
- 5 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとする際には、都道府県医療審議会、市町村、「高齢者医療確保法」に基づく保険者協議会の意見を聴くように努めなければならない。

(注) 「高齢者医療確保法」とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」のことである。

1-48 各種の福祉計画策定に際し、相互の連携に関する各福祉法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村は、市町村障害児福祉計画を、「障害者総合支援法」に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 2 市町村は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めなければならない。
- 3 市町村は、厚生労働大臣が定める基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、市町村健康増進計画を定めなければならない。
- 4 都道府県地域福祉支援計画は、老人福祉法に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

2-46 福祉計画等と財政との関係に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 国は、市町村が、市町村障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、予算の範囲内で、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 都道府県は、市町村が、市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を実施しようとするときは、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 市町村は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、第1号被保険者の介護保険料率を定める。
- 4 国は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、当該事業の実施のために必要な費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 5 市町村は、市長村障害福祉計画に定める障害福祉サービスの見込量等に基づき、利用者負担額を定める。

44. 社会福祉事業者に対する民間の助成等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「社会福祉振興助成事業」は、社会福祉法人を対象としているものであり、NPO法人やボランティア団体は対象としていない。
- 2 「年賀寄附金による社会貢献事業助成」は、社会福祉の推進を目的とする事業等を行う団体への配分先・配分額の決定にあたって厚生労働大臣の認可を必要としている。
- 3 公益財団法人日本財団は、競輪・オートレースの収益の一部を財源として、国内外の公益事業を実施している団体への事業支援を行っている。
- 4 共同募金は、第二種社会福祉事業である。
- 5 共同募金の配分を受けた者は、配分を受けた後1年間は、事業経営に必要な資金を獲得するための寄附金を募集してはならない。